

教育委員会にかかる 一連の不祥事対応

調査書誤記載事案の再発防止

取組項目	主な内容	時期等
事務マニュアルの改訂	<ul style="list-style-type: none"> ● 実際に作業を行う教職員の意見を踏まえ、調査書作成業務を円滑かつ確実に実施できるよう、事務マニュアルを改訂した。 	改訂済
確実な点検の実施	<p>【学校による点検体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「全市一斉点検日」として専念できる時間を設定する。 	令和5年2月10日 令和5年3月 1日
	<p>【教育委員会事務局による実地点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立高等学校の調査書及び私立高等学校の個人報告書等について、教育委員会事務局職員が、全校実地点検を実施する。 	令和4年12月 ～ 令和5年3月
調査書等の事前開示	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立高等学校の調査書、私立高等学校の個人報告書等について、出願前に生徒や保護者等に開示する。 	令和4年12月 ～ 令和5年2月
調査書対策チームによる検証	<ul style="list-style-type: none"> ● 一連の再発防止策の実践状況について、調査書に関する事務が終了する3月頃をめぐり、取組状況の振り返り・検証を行う。 ● 振り返り・検証を通じて、令和6年度の調査書作成事務に向けた改善・質の向上に向けた必要性の精査を市長事務部局と連携して行い、より精度の高い事務が実施できるよう取り組む。 	令和5年3月
<p><中期的対策></p>		
作業工程の削減やシステムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 市システムから府システムへの入力移行時の誤作業を防止するため、作業工程数の削減や、入力システムの導入を検討する。 	令和5年度

学校徴収金等横領事案の再発防止

取組項目	主な内容	時期等
<p>学校園の緊急点検</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会事務局職員が、全学校園を訪問し、保存年限期間（3年保存）内の令和元年度から令和4年度の関係帳簿や通帳等の監査を実施する。 	<p>令和4年12月 ～ 令和5年2月</p>
<p>学校徴収金の確認・点検シートの作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●校長・教頭が、学校徴収金に関する事務をルール通り実施できているかをセルフチェックするもので、マニュアルから作業を抽出した確認事項を整理して活用する。 <p>※令和4年度は、上記の学校園の緊急点検により対応</p>	<p>【作成】 令和4年12月 【運用】 令和5年4月～</p>
<p>学校事務OB職員による巡回指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校事務経験のあるOB職員が各学校へ出向き、監査も含めた巡回事務指導を行う。 	<p>令和5年4月～</p>
<p>学校間連携による事務体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事務職員の相互の協力体制を構築するなどチェック機能を設ける。 	<p>令和5年4月～</p>
<p><中期的対策></p>		
<p>学校給食費の公会計化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校給食にかかる事務をシステム化し、これまで学校で取り扱っていた現金の取扱を原則廃止し、効率的な会計事務を実現する。 	<p>令和6年4月～ (予定)</p>

体罰事案の再発防止・いじめ事案への対応

【体罰事案の再発防止】

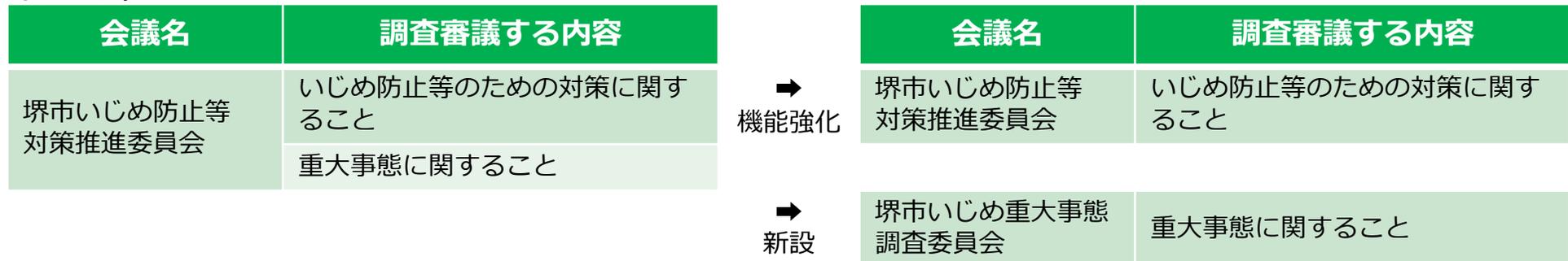
取組項目	主な内容	時期等
体罰事案の公表時期の前倒し	●これまで、体罰を行った教員の懲戒処分を行った際に公表していたが、原則体罰認定時に全ての体罰事案を公表する。	実施済
教員研修の充実	●「体罰根絶のために」（冊子）に加え、自らの指導方法を振り返る場面や不適切な指導の具体例を追加した研修資料を活用し、より主体的に捉えることを重視した校園内研修を実施する。	令和5年2月～

【いじめ事案への対応】

取組項目	主な内容	時期等
未然防止・早期発見に資する取組の充実	●「いじめの防止等のための対策」と「いじめ重大事態（※）の調査」の2つの事項を調査審議する附属機関（堺市いじめ防止等対策推進委員会）の審議事項を切り離し、いじめ防止等のための対策に関する調査審議を充実させる。併せて、いじめ重大事態実態調査の公平性を高める。	令和5年4月～ (2月市議会に条例改正案を上程予定)

※いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

(イメージ)



再発防止の観点

再発防止の取組		再発防止の観点 (第1回総合教育会議で示した「信頼される教育行政のため」の6つの要素)					
		職員（教職員）のそれぞれの意識を高める	慣習や前例にとらわれな い、社会情勢を捉えた対 応を行う	指示するだけでなく、確実に実行できているか確認する仕組みをつくる	報告の必要性に対する理解度を高め、実践する	文書を残す、根拠に基づく、ルールを守るなど、基本的取組を実践する	学校と教育委員会事務局が同じ認識にたった対応を行う
誤記載	事務マニュアルの改訂	○		○	○	○	○
	確実な点検の実施	○		○		○	○
	調査書等の事前開示	○	○		○		
	調査書対策チームによる検証	○	○	○	○	○	
	作業工程の削減や、システムの導入		○	○			
公金横領	学校園の緊急点検	○		○	○	○	○
	学校徴収金の確認・点検シートの作成	○		○	○	○	○
	学校事務OB職員による巡回指導	○		○			○
	学校間連携による事務体制の強化	○		○			
	学校給食費の公会計化		○	○			
体罰	体罰事案の公表時期の前倒し	○	○				
	教員研修内容の充実	○				○	○